

## 【令和4年度かまくら人権施策推進委員会会議録】

- 1 日時：令和5年（2023年）1月30日（月）14時から16時まで
- 2 場所：鎌倉市役所 議会第2委員会室
- 3 出席者：[委員] 倉田新委員長、樽井彰子副委員長、秋元珠英委員、影山愛委員  
坂上拓也委員  
[事務局] 共生共創部地域共生課 矢作担当課長、丸山担当係長

※ 傍聴者なし

### 4 議題

- (1) 委員長、副委員長の選出
- (2) 令和3年度鎌倉市人権施策推進状況報告について

### 5 配布資料

- (1) 【資料1】平成3年度鎌倉市人権施策推進状況報告
- (2) 【資料2】かまくら人権施策推進指針改定版
- (3) 【資料3】かまくら人権施策推進委員会条例  
かまくら人権施策推進委員会条例施行規則
- (4) 【資料4】かまくら人権施策推進委員会委員名簿

### 6 会議の概要

- (1) 委嘱状交付  
鎌倉市長から委員へ委嘱状を交付  
かまくら人権施策推進委員の任期は令和4年(2022年)12月1日から令和6年(2024年)11月30日まで
- (2) 委員及び職員の紹介
- (3) 委員長、副委員長の決定  
本委員会の委員長、副委員長については、かまくら人権施策推進委員会条例施行規則第2条に基づき、委員の互選により、それぞれ1名を選出することとなっており、委員長に倉田委員が、副委員長に樽井委員が選出され決定。
- (4) 会議の公開、傍聴者の取扱いについて確認
- (5) 会議録等の取扱いについて確認
- (6) 議題審議  
令和3年鎌倉市人権施策推進状況報告について

### 7 議事録

#### 【事務局説明】

1 ページは、かまくら人権施策推進指針における基本理念を記載している。この基本理念等が示された元となる「かまくら人権施策推進指針改訂版」については、資料2として配布している。この「かまくら人権施策推進指針改訂版」は、平成16年（2004年）3月に、人権施策を進める上での基本理念、方向性などを示す基軸として「かまくら人権指針」を策定し、平成26年（2014年）1月には、10年間の人権を取り巻く社会情勢の変化、とりわけ平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災を踏まえて改訂を行ったもの。

資料1の2ページ、II 分野別施策推進の基本的方向と推進状況について、それぞれの主な重点施策を説明する。

1 女性の人権、(1)政策・方針決定の場への女性の参画では、審議会等の女性委員登用の促進を図るため、男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないことを目標値として定めている。令和4年4月1日現在、これを満たした審議会は、全審議会数66のうち35で、割合にすると53.0%。その内容は、66の審議会の全委員数681人に対し女性委員は248人であり、登用率は36.4%。前年比は、34.9%から53.0%と18.1ポイントの増加となり、取り組みが進んだ結果となっている。この背景には、令和元年度の報告において、女性登用率が減少に転じた結果を受けて以降、担当として危機感を持って改善に向けて働きかけを行った結果で、全庁的に周知啓発を行うなど対応した。特に、審議会等の委員の男女の割合に対しては理事者が厳しく確認し、市長マニフェストにも「令和6年度までに全ての審議会において男女いずれか一方の数が総数の10分の4未満としないようにする」と掲げていることから、全庁各課へ協力をお願いした結果、飛躍的に改善したものである。現時点、目標である100%に至っていない状況については、達成できていない審議会等を所管する担当課から、「どのように男女比を考慮して委員を構成してよいか」など相談を受け、本課として、慣例や役職等によって縛られない人選・多様な人材への依頼等、柔軟な対応を提案し、目標達成に向けて改善を図っているところである。これからも、男女共同参画基本法にある「積極的改善措置」の趣旨に基づいて、所管課への働きかけを引き続き行っていく。

3ページ、(2)のドメスティックバイオレンス対策の充実については、令和2年度面接相談122件、電話相談299件、一時保護4件、合計425件に対し、令和3年度面接相談113件、電話相談314件、一時保護0件、合計427件とほぼ横ばいの件数。一時保護の対応については、県の配偶者暴力相談支援センターなどと連携して実施するが、引き続き、本人の意向を踏まえつつ、保護施設や関係者と連携を図りながら支援を行っていく。

4ページ、(3)セクシャルハラスメントの防止については、社会保険労務士による労働相談を行い、セクハラに関する相談は1件あった。鎌倉市の職員については、相談窓口を設置し、また、職種ごとにハラスメント防止に係る研修や講義等を実施するなど、相談体制を整えている。

(4)固定的な男女役割分業意識の解消については、男女共同参画週間に合わせて、LINEやホームページ、市役所ロビーのポスター展示などを通じて周知・啓発を行った。

5ページ、2 子どもの人権 (1)子どもの人権尊重の取り組みとして、子どもの人権110番強化月間に合わせて、LINEやホームページ、市役所ロビーのポスター展示などを通じて周知・啓発を行った。

6ページ、(2)児童虐待の未然防止策と対応の充実については、子どもと家庭の相談室の相談について、令和2年度441件に対し令和3年度は511件と増加。オンライン相談を実施するなどコロナ禍における相談対応も実施。また、511件の相談のうち263件が虐待に関する相談で、これらは要保護児童地域対策協議会において、関係機関が情報を共有しながら問題解決に向けた対応に努めた。

7ページ、(3)いじめや不登校対策の充実については、教育センター相談において教育相談員による相談を実施しており、令和2年度1,953件、相談人数392人に対し、令和3年度相談件数3,738件、相談人数539人と増加。コロナ禍の影響を受け、相談体制に制限を設け

ながら相談環境を整え、柔軟な相談対応を図った。また、不登校の児童生徒への対応として教育支援教室「ひだまり」を実施し指導・支援を行った。その他、「鎌倉市いじめ相談ダイヤル」やスクールソーシャルワーカーによる児童・生徒の生活環境面への支援など行い、相談体制の充実を図った。

8 ページ、3 高齢者の人権について、(1) 高齢者虐待防止対策の推進については、地域包括支援センター職員向けの研修や啓発活動を行うとともに、地域包括支援センター、民生委員などの関係団体と連携し、虐待事例に対して状況確認を行いつつ、必要に応じてケース会議を開催して、高齢者本人や家族への具体的な支援を行った。

(2) 成年後見制度の利用促進について、鎌倉市成年後見センターでは、高齢者だけでなく障害者にも成年後見人制度の相談に応じ、また、市民や介護事業所職員向けに成年後見制度の利用や権利擁護に関する研修会等行い制度に対する周知・啓発を行った。

10 ページ、(3) 地域包括ケアシステムの構築については、地域包括支援センターによる「高齢者よろず相談」を実施し、高齢者の相談・支援の充実を図った。また、関係団体・関係機関のネットワークの強化を目的として、地域包括支援センター職員のほか介護支援専門員、医師、歯科医師、介護事業所職員によって「多職種ミーティング」をオンラインで3回開催し支援体制の充実を図った。

11 ページ、4 障害者の人権については、(1) 障害者が安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について、大船駅ペDESTリアンデッキ上に設置してある視覚障害者用の点字ブロックの改修や色彩等の規格に合わない点字ブロックの修繕を行った。平成30年度から「障害者二千人雇用センター」を設置し、障害者の雇用支援を行った。

災害時や緊急時の障害者への情報提供・安全確保では、「避難行動要支援者名簿」について、新規対象者への意向確認調査を行い更新し、更新した名簿を自治会町内会、消防、警察などへ提供した。

12 ページ、災害時における避難所の対応について、福祉避難所に指定されている市内5箇所の老人福祉センターに対し、市で策定した「運営に関するガイドライン」の内容を説明し、開設・運営の手順等を確認するとともに、意見交換を実施した。

また、「緊急時あんしんカード」を障害者手帳の交付の際に、併せて配布し、緊急時の対応について周知した。県の「ペルプマーク」は864個配布した。

13 ページ、障害者の雇用について、障害者の就労支援のため「障害者二千人雇用センター」を委託運営し、障害者二千人の雇用を目指し支援事業を行い、令和2年度1,623人に対し令和3年度1,810人と増加した。その他、障害者二千人雇用協議会を開催し課題の把握や支援体制の整備などについての協議や藤沢公共職業安定所との共催で障害者向け就職面接会の実施、また、障害者雇用啓発講演会を行うなど障害者の雇用の確保・社会参加の促進を図った。

14 ページ、(2) ライフステージに応じた相談支援体制の推進について、障害者の日常生活や就労、福祉サービスなど様々な問題に対応する相談事業を19箇所で実施した。

支援を必要とする子どもへの支援体制については、「発達支援システムネットワーク」により、特別な支援が必要な障害のある児童とその家族に対して相談支援を行った。発達支援室の相談件数については、令和2年度2,212人に対し令和3年度1,908人と減少した。巡回相談実施延べ人数については、令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け

一部中止したことにより 175 人と減少したが、令和 3 年度はコロナ禍の対策を設けながら実施したことにより 343 人と増加した。

15 ページ、発達支援コーディネーターの取組については、令和 3 年度新たに開始した事業で支援を必要とする子どもが所属する集団で必要なサポートが受けられるよう、幼稚園・保育園の職員を「発達支援コーディネーター」として養成するための研修プログラム等を実施した。「発達支援コーディネーター」要請講座に 15 人が参加、また保護者支援や地域支援の強化を目的として出張相談等実施した。

16 ページ、(3)障害者の虐待防止の推進について、障害者虐待防止法に基づく「障害者虐待防止センター」において相談や通報に対応した。

17 ページ、(5)障害者への理解の促進について、障害者の手作り品やお菓子等販売する「ふれあいショップ」を市役所ロビーにおいて週 2 回程度と大船駅前で年 1 回開催した。また、障害者差別解消法リーフレット及び障害者理解のためのパンフレットを作成し、窓口で配布した。

18 ページ、5 外国人の人権については、(1)多言語による情報提供の推進について、地域共生課に多言語音声翻訳アプリの入ったタブレットを用意し、事前予約制ではない相談等に活用するなど、外国人の相談者対応の充実に務めた。

外国語版観光パンフレットを 75,000 部作成し、観光案内所や市内宿泊施設で配布し、市内の各所の案内版等設置や改修を行った。

(2)多文化共生社会の推進では、学校において日本語の理解が十分でない外国籍児童・生徒に対して日本語指導の支援を行った。令和 3 年度は東京オリンピック・パラリンピックの関連事業としてフランスセーリングチームのホストタウンとなっていたため、市内小中学校で「食」を通してフランスの文化に触れる「ボナペティ給食」を実施し、また国際交流員の学校訪問も行われた。

災害発生時の人権について、(1)防災に関する男女共同参画の推進では、避難所におけるプライバシー保護やコロナ対策のため、パーテーションを 220 セット購入し、小中学校等の避難所に配置をした。防災会議委員の女性委員の登用については、委員 36 人中 4 名で、女性委員の登用が難しい課題と捉えている。

(2)災害時要援護者に対する支援については、防災・災害情報提供システムの現在の登録件数は 29,301 件、令和 3 年度、沿岸部に津波避難誘導標識を 9 基設置した。

21 ページ、7 同和問題については、(1)同和問題の正しい理解と認識を深める人権教育・啓発の推進について、人権関係団体が作成した冊子を購入し、市職員へ回覧するとともに、市役所ロビー等で配架し、同和に関する正しい理解と認識を深めるよう努めた。

(2)個人情報の保護については、住民票や戸籍等の発行に際して本人確認の徹底、及び「鎌倉市住民票の写し等の不正取得に係る本人通知事務要綱」に基づき不正取得の防止に努めた。

(3)えせ同和行為の排除に向けた啓発等の推進については、「鎌倉市不当要求行為等に関する要綱」に基づき対応を職員間で共有した。

22 ページ、8 さまざまな人権については、新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について、(1)患者等の人権では、「マスクをつけられません」カードを作成し配布するとともに、ホームページ等によりマスクをつけることが困難な方への配慮について周

知啓発を行った。

(2) 性的少数者の人権については、市役所ロビーや鎌倉駅地下道ギャラリーにおいて性的マイノリティの理解を目的としてパネル展を行い、またホームページやSNSを活用して相談機関の案内等を行った。パートナーシップ宣誓制度についてホームページやSNSで周知を図り、令和3年度3組の宣誓があった。

(5) インターネット等による人権侵害については、教育委員会において、ネット上での人権侵害等について新しい情報を収集し各学校へ情報を提供するなど行い、各学校においては、情報に関する授業を設け、使い方やマナー、ルールなど情報モラルについて教育を行った。また、地域や保護者に対して、様々な機会を通じてネット上での人権侵害について情報提供・啓発活動を行い、協力を得られるよう努めた。

25 ページ、Ⅲ 今後の人権施策推進に向けた基本的方向と進捗状況については、1 人権教育・啓発・研修の推進の(1)人権教育の推進について、第40回全国中学生人権作文コンテストを実施し、本市は10校361編の募集があった。また、教育センターでは、人権意識の向上を目的として教員を対象に人権研修を実施した。子どもの意見を聴く機会の確保と意見の尊重では、「子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」の第17条第1項に基づき、子どもが自由に意見を述べる機会として、試験的に「こども広場」と称し、SNSの使い方について小中学生が大学生等と意見を出し合う場を企画したが、応募者が少なく中止となった。これについては、今後、自由に意見を述べる機会の構築を図っていく必要があるとしている。

27 ページ、2 人権に関する相談・救済支援体制の整備については、人権擁護委員による「人権相談」を月2回実施した。この「人権相談」以外にも、課題に応じた各種相談窓口を設置しており、広報かまぐらの毎月1日号に各種窓口について案内を掲載し、周知を図っている。

3 市民、地域の団体、事業者等との連携については、市民活動センターの令和3年度の利用者数は8,585人、登録団体は332団体あり、引き続き多くの市民・団体・企業との連携に努める。

4 人権尊重とプライバシーの保護については、SNS等を活用して人権侵害について啓発を行い、市民周知を図った。また職員に対し個人情報意識の向上を目的とした研修を実施した。

### 【意見交換】

委員：コロナ以前は各部署の方が同席していたと記憶する。今日は事務局からの説明であったが、改革の先頭に立っているという意識を各部署、各所管が認識する機会であり、委員会での意見交換が意識づけにもつながっていたと考える。説明する機会が無くなると、書面報告のみとなり、解決策、アセスメントが上手く回っていかず改善が難しくなってくる。今後の取扱いについて確認したい。

事務局：コロナ禍、書面開催もしくはウェブでの開催など、庁内の会議もかなり簡素化された。過去の記録には、幹事が委員会に同席し、幹事から説明及び意見対応を行っていたが、今回事前準備・調整が足りず、本日の取扱いは、委員の意見は所管課へ伝えるとともに人権・男女共同参画推進連絡会の方へ報告し回答する。令和4年度の

報告に当たっては幹事の同席について確認・調整する。

委員：委員会における各所管の説明によりアセスメントが取れて改善されていくものと考え。報告書の紙ベースだけでは伝わってこない部分があるため、説明の機会が必要と考える。

事務局：本日の意見は幹事に報告する。また、新年度、人事異動に伴い幹事の交代も予測されるため、4月に改めて本委員会の幹事である点の周知も行う。次回の委員会での同席についても検討・調整する。

委員：20 ページの防災に関する男女共同参画の推進について、防災会議委員における女性委員が36人中4名であると記載されている。災害時にはテレビでは皆が協力し合って助け合っていることが映し出されているが、実際、女性や子どもに対する暴力が発生する。それが非常に問題である。そういった状況から女性委員を多く取り入れ、女性や子どもへの対策を強化していかないといけないのではないか。もう少し女性委員を増やしたほうが良いと考える。

事務局：委員を構成する時に事前に理事者に確認を得ることになっているため、男女比の偏りやその他課題がある場合は、地域共生課で相談を受け男女比率の調整・修正を行っている。防災会議についても、委員交代のタイミングで男女比を調整する必要があることは認識している。また、災害時の女性へのケアについては、防災関係課でも課題になっている。避難所での女性の過ごし方を安全に担保する点については、去年策定したジェンダー平等プランの中で提示をした。熊本の地震や東日本大震災の避難所で女性にどのような配慮が必要かということは社会課題化され、災害時の女性への対応について検討は進められている。

委員：いろいろな課題についての相談の機関が枝葉のように増えてきたことは分かるが、相談の件数による比較だけではなく、内容的にどう変化があるか、コミュニケーションが取りにくいコロナ禍、どのような変化があったのかなど内容的なものを盛り込んではいかがか。相談人数が何人であったからどうかの比較ではなく、実際の具体的な生活の場面でどうだったかが分かる報告となると素晴らしい。次にどうしていくかが見えてくるのではないかと。

事務局：コロナ禍、相談内容もガラッと変わり、相談件数自体も増えたが、仕事のスタイルや家に籠る機会が増えたため人間関係の事情が変化し、相談内容や傾向が変化した。件数だけでは見えない、特徴や傾向が見える様な分析が必要と思う。

委員：相談の利用面について、受付電話がフリーダイヤルになっているかどうか、いじめにあっている子ども達が相談しやすい時間帯に相談が開設されているかどうか、そういった検証も併せて必要と考える。年配者にとって電話相談は電話をかけやすいが、若者はなかなか電話をかける機会が少ないため、電話一本かけるのもハードルが高い。今はLINEの相談や色々な相談方法があるので、庁内全体の相談事業についてトータル的に検証し個々の事情に合わせた配慮が必要なのではないか。

事務局：若者への対応としてQRコードがアクセスしやすい手法として、電話番号の横にQRコードを備えるなど工夫している。話せないが文字なら送れるといった子ども

の声も拾いたいと考え相談カードにQRコードを設定した。フリーダイヤルについては県では実施している。市ではまだ未対応であり、出来るだけ相談者が一番声を届けやすいスタイルを検討し調整を図っていく。

委員：質がどう向上しているのかを自己評価の中に盛り込む評価方法を考えておかないといけない。今、事務局が説明したQRコードの話が報告書に載せているか、評価しているか重要な点である。

事務局：本課の子どもの窓口相談カードのQRコードについては、令和4年度新たに取り入れた内容のため、次期報告書に明記する。

委員：防災の女性委員が36人中4人というのは少ないと思う。女性の意見は大変重要と思うが、一方で2ページの目標では、いずれかの数が総数10分の4未満にならないこと示している点。この点だが、男女の比率を気にしすぎるため本来の会議の目的がぶれてしまうのではないかと思うことが何回かあった。この案件・内容について検討が必要なため人員を選出して欲しいと依頼された場合、団体としてはその分野の有識者・専門の者と捉え選出するが、絶対に女性でなくてはなりませんとなってしまうと、偏ることなく多様な人の意見を聴取する点は理解するが、あまりにそこに着目しすぎて会議をやるのが目的になってしまうのではないかと思うことがある。また、利用者がサービスの提供・相談等のため市の窓口へ行った際の対応について話を聞いたことがあるが、こういったものを指針として作るのであれば、是非直接利用者や生活が困難な方と関わる窓口の職員が意識して欲しい。上の者達だけが知っていて現場が知らないとなると、何のための指針であるか疑問である。守っていかなければならないことは最低限揃えてやることで協力し合えるまちづくりといえるのではないか。

事務局：ジェンダーの人数構成について、女性委員に着目し過ぎるあまり必要な知見を備えているかという点が後回しになってしまう可能性がある。担当部署の抱えているジレンマはそこが大きくある。しっかりした知見を持っていることを担保されている委嘱であれば間違いないが、女性の視点について話す人がいない状況が課題となる。必要な知見が集積でき且つ年代なども含めて多用な視点を盛り込む構成がベストであり、会議の目的によって委員構成・必要な人勢も違う。その点を踏まえ所管課から相談を受け細かく対応している。引き続き、会議の本質を損ねないように検討・協議を行う。

委員：前提として女性の人権のほうが虐げられているという前提に立って今までやって来たと思うが、昨今では性の多様性のへ配慮、性的少数者マイノリティの方への配慮が必要な時代であり、また、年齢によって色々な考え方の違いがある。取組を進めていくに当たって年齢のギャップに対し、若手を委員に起用する等幅広い年齢層が参加出来るような仕組みが必要と考える。ホームレスの問題、生活困窮者の対応等生活福祉課が対応しているが、生活福祉課の活動にはワークケアや物品配布など今非常に市は頑張っている。定期的に支所で生活に困っている方等へ食料支援を行っているがそういった取組は載っていない。また、女性支援に関係するが、生理用品が学校のトイレに設置されることによって生理用品も与えられない貰えない児童・生徒の生理の貧困に対応できるのではないか。学校の女子トイレに常に

あれば困らない。大量の寄付を受けているのであれば、学校にも配布して欲しい。

事務局：補足ですが、生活福祉課のスマイルフードプロジェクトについて、寄付を受けた食品や生理用品も含めて支所で定期的に市民へ配布を行っている。今回、令和3年度の推進状況報告では前回の項目を踏襲している部分があり、新規の取り組み等が十分に反映していないため、スマイルフードプロジェクトについては確認する。生理の貧困については、注目され社会課題化しており、経済的に困窮している場合や、経済的DVを受けて生理用品を購入出来ないといった問題に対し、令和3年度に鎌倉市内の小・中学校で試験的に設置し、令和4年度には市内の小・中学校の1階の女子トイレには必ず設置された。現在、生活福祉課の窓口と4支所の窓口でも生理用品を配布している。また、昨年12月5日から本庁舎と支所の女子トイレとみんなのトイレ、本庁舎2階の一部のトイレには生理用品が入った箱を設置し、急に必要になった場合利用できることや生理用品が必要な場合は生活福祉課で配布していることを案内した掲示物を添え、生理用品が必要な方を窓口へつなぐ取組を行っている。

委員：生理用品の配布について、当事者の方たちにはどのように情報が伝わっているのか。

事務局：情報提供・周知方法としてはホームページや市のLINE、Facebookで案内した。

委員：学校ではどのように周知しているのか。いじめに繋がらないように周知しなくてはいけないと思う。

事務局：設置した年度当初、担任からの声掛けによって周知されたと聞いている。

委員：13ページ、ワークステーションかまくらを市役所内に設置して障害者の雇用を行っていることについて、令和2年8人、令和3年8人、これを合計した数の方が今も就労しているという認識でよいか。就職した人数は分かるが、その後何人が継続して働いているのかということが分かりにくい。本来、その人が長く働きたいと思って就職活動していると思うが離職を繰り返すケースが多いので、安定して働けるようになったことがセンターやワークステーションかまくらの存在意義だと思う。そういった部分をもう少し知りたい。

事務局：職員課からは、ワークステーションで任用された職員はほとんど任期3年を満了して退職すると確認している。また、支援員を配置し職員が円滑に安心して作業が行えるよう対応している。定着率をどう見るかにもよるが、他市では定着率を不本意な理由として捉えていることから、本市では定着率は不本意な退職はないとのこと。

委員：障害者雇用に関しては国の制度があって、一般企業では雇用しないと罰則がある。短時間なのか常勤的な雇用なのかが分からないので、そこが分かるように説明も必要。それ以外に民間企業の中でもどの様に進んでいるのか、鎌倉市の中でどれだけ雇用できているのか、実態の把握が分かると良い。

事務局：庁内における障害者の雇用については、13ページの下の障害者の雇用の場の確保など社会参加の推進の部分を確認いただきたい。庁内の職員の状況は、令和3年、令和4年常勤職員が1名で会計年度職員が令和3年6人令和4年1人、令和3年6月1日の時点の雇用率が2.93パーセント、法定雇用率が2.6パーセント達成し

ている。

委員：最近は雇用率達成のための代行ビジネスが出てきて、行政と事業者が一緒に取り組んでいるところがある。

委員長：その他に意見等あるか。一旦ここまでとし、分からないことがあればメール等で事務局へ連絡し調整する時間を取ってはいかがか。

事務局：疑問点や所管課の報告方法に改善して欲しい点などは、今週中に事務局宛に意見をいただきたい。原課と調整し回答、または、報告書に追加するなど対応する。

委員：3ページ、ドメスティックバイオレンスの関係で一時保護を受けた方の件数が載っているが、毎年少ないように思う。相談をやっているとシェルターに入った方が良いのではないかと思う人が結構いる。制度を説明しても皆難色を示し、なかなかそこに繋がったという話を聞かない。今はシェルターでは携帯電話が使えないため、一般的な生活が送れない。確かにハードルが高いと感じる。また、年長の男の子がいると入れないと聞くので、その辺をもう少し工夫してシェルターに入りやすくして欲しい。

事務局：市から一時保護施設へつなぐ際、DVという要因があるため、居場所が分からないようにする必要があり、携帯電話は位置情報が優れていることから、自分の携帯であっても夫に居場所が分かってしまう危険性が十分ある。自分だけではなく他の入所者にも影響が及ぶため、使用を制限せざるを得ない。保護期間の行動については、自身及び周囲の方の安全性を最優先に考え制限があることを丁寧に説明し、本人が納得した上で入所を決めている。現在、困難を抱える女性新法の改正について協議されており、今後の対応について柔軟な対応が盛り込まれるのか、安全性を考慮しつつハードルが下がってくるか等動向を確認していく。

委員：学校に行けないなど、子どもも巻き込んでしまう。

事務局：子どもがいる場合、今後の居場所については、母子寮や他の支援施設等を提案しつつ、その先の生活設計を考え決めるための一時期間と捉え、保護期間の制限は理解してもらっている。この先の生活設計については、本人のエンパワーメントを引き出しながら相談対応に努めている。

委員：実際に427件も相談がある。これが解決に繋がらないといけない。相談して下さいというPRをもっとしなければいけない。

事務局：女性相談についての周知は広報かまくらやSNSを活用し行っている。女性相談カードを市内の医療機関へ設置の協力依頼をしている。自分の困りごとを話すことで自身の心や頭の中、気持ちを整理される方も多い。女性相談員は相談者に寄り添い気持ちが整理できるよう傾聴し、何ができるか一緒に考える、その方に合った支援策を提供している。

委員：役所の窓口は開かれた場所であって周囲に聞かれてしまう心配がある。きちんと閉まる部屋で聞き取りをしているのか。

事務局：面談については相談室を確保し、外から見えないように注意している。また相談が重ならないように予約制で実施している

委員：コロナ禍で事業が出来なかったという課が多いが、コロナ禍だからこそやらなけ

ればならないこと、新しい生活スタイルの中でやっていかなければならない課題がたくさんある。そこにどう取り組んで行くのか、把握状況なども載ってこなければならぬ。

委員：地域包括ケアシステムの構築が10ページにあるが、医療、介護、福祉、専門職など関係機関での連携は進んで来ている。地域包括システムが地域も共にという理念のもと構築され、いわゆる上位目標に共生社会の実現を国が置いた以上は、地域社会の住民に対しての働きかけや、人権や男女共同参画にしても住民への働きかけがこの2、3年少なくなってしまった。それがなければ地域包括ケアシステムは成り立たない。地域の中での支えあい、買い物を代行の声かけができる様な地域づくりを鎌倉市ももう一度検討すべきである。私が住民参加型のグループをやっていた時代は地域で助け合って行きましようと言ってやっていた。西鎌倉助け合い会を立ち上げた。そういった働きかけがこの十数年の間に薄れてしまった。そこをもう一度働きかけるような取り組みを一緒にできれば良いと思う。

委員長：意見がありましたら、事務局宛にメール等で連絡すること。